

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

昭和二十年九月四日

# 米兵不法行為対策

## 資料ニ関スル件

国立公文書館	
分類	H16.9.04
	③ ④
排架番号	3 A
	15
	11-7-1

0014

保外登第四六辨

昭和二十年九月四日

内務省保安課長

警視廳特高部長  
大阪府治安部長  
各廳府縣警察部長

殿

(宗各地方總監府第一部長)

米兵ノ不法行為對策資料關スル件

進駐米兵ニヨリ惹起セラレツル各種不法行為ノ  
態様並之ガ對處策別添送付候条参考資セラレ  
度

10

国立公文書館	
分類	(必) (計)
配架番号	3 A 15
	11-7-1

米兵ノ不法行爲ノ態様並對処策ニ就イテ（其ノ二）

既報ノ通り米軍本土進駐ハ今日迄ノ処大局的ニハ大ナル摩擦ナク平靜ニ推移シツツアルモ何分ニモ大部隊ノ連續上陸ノ事トテ動トモスレバ聯合軍總司令部ト隷下軍團トノ間ニ統制連絡ヲ欠キ又指揮官ノ命令ノ末端ニ徹底セズ加之米兵獨特ノ民族性並戰勝心理等ニ起因シテ局部的ニハ大小様々ノ不法行爲發生シツツアリ目下ノ処國內官民共ニ平靜ナルモ遂次上陸進駐スル部隊ノ種々ナル行爲累積スルニ於テハ民心ニ與フル影響ハ必ズシモ樂觀ヲ許サザルモノアリト認メラレ我オトシテハ發生セル具體的不法事例ハ



一、米兵不法行爲ノ態様

婦女子強姦猥褻事件

現在迄 (九月二日正午) 發生セルハ横須賀市内

民家三件三名 (犯行者米海兵隊所屬兵士) 及十

葉縣館山市外安房郡西岬村民家二件二名(米兵

軍海軍部隊)ナリ

(4)之等ハ上陸直後巡察ト稱シテ二人乃至数人ノ

兵士組トナリ官廳民家ヲ問ハズ侵入搜索ヲ爲

ス傍ヲ婦女子ヲ物色シタルモノニシテ特ニ千

葉縣ノ例ニアリテハ巡察兵ハ自動車ヲ運轉シ

テ陸地奥近傍ノ村落ニ立入りタルモノナリ

(3)

(四) 時刻ハ何レモ晝間ニシテ男子等出勤又ハ出漁

中ナリシモノ

(イ) 強姦ノ行ハレタルハ何レモ婦女子ノミノ留守

居ノ家屋内ニシテ先ツ午真似ニテ性交ヲ求メ

拒絶セラレタル後拳銃ヲツキツケテ敢行セリ

中ニハ豫メ紙幣持ノモノヲ示シテ代償ヲ乞フ

ルガ如キ態度ヲセラルモノアリ

(ロ) 四件中輪姦一件、輪姦セシトシテ果サザリシ

モノ一件、母子共ニ犯セルモノ一件、被害者

年令ハ三十歳前後ノモノ多シ

(ハ) 村役場郵便局ニ至リテ婦女女子事務員ノミ留

守居ヲ爲シ居レルニ對シ乳房類等ニ觸レ戯レタル事例アリ

尚米軍律ニ於テモ強姦等ノ不法行爲ハ重ク罰スルコトナリ、上官ヨリ禁止セラレアルモノ如ク例ヘバニ人ノ内一人ガ見張りニ立ツ等上官ニ隠レテ姦カニ斯ル行爲ニ及ビタル例アリ

2. 警備警察官ニ對スル不法行爲

警備警察官ニ對スル不法行爲ハ横浜・横須賀・東京・都木更津・館山等各地ニ頻從シツツアリ  
⑤ 警察官ヲ軍人ト誤認シアルニ依ルモノ又ハ警

察官ニ依リ危害ヲ加ヘラルベシトノ恐怖心ニ  
ヨルモノ

横須賀・館山ニ於ケル事例ハ米海兵十数名ガ警  
察官四名ヲ武装解除シ之ヲ捕ヘテ連行シタル  
モ後警察官ナルコト判明シテ釈放セル事例、  
薄暗闇ニ警察官走レルヲ自己ニ迫レルモノト  
誤認シ拳銃ヲ発砲シ傷害ヲ及ヘタリ

(四) 警察官ノ装備ニ関スル総司令部ト我政府トノ  
了解事項不徹底ナルニ依ルモノ  
警察官ニ對シ拳銃ヲ安キ付ケテ身体検査ヲ爲  
ス武器ヲ取リ上げタル事例各地ニ散発ス。又



特異ナル事例トシテハ武装解除セル後警察官  
側代表者ノ説明ヲ納得シ返却セル事例モアリ  
所謂「記念品」漁リニ依ルモノ

米兵ノ「記念品」漁リノ習慣ニ依ル掠奪行為枚挙  
ニ遑ナキモ警察官憲ニ對シテモ無遠慮ニ拳銃  
ヲ突キ付ケ其ノ携帶裝束セル刀・拳銃・腕時計等  
ヲ奪取セルモノ多シ又派出所等ニ置キタル日  
本刀・拳銃・小銃等ヲ米兵ガ竊取セル事例尠カラ  
ズ

3. 其他ノ不法行爲

(7) 自動車等乗物ノ衆リ逃ゲ数多シ

自動車三輪車等乗り物ニ對スル關心深ク或ハ  
 警察官署用自動車ヲ無理矢理ニ濫用シ、疾行中  
 ノ自動車ヲ停車セシメテ乗客ニ拳銃ヲ突き付  
 ケテ威嚇ノ上衆リ逃ガヲ爲ス等ノ所爲多ク斯  
 種被害ハ官民ノ區別ナシ

(四) 記念品漁り

歩行中ノ邦人ヨリ時計ヲ奪取シ又ハ検査ト稱  
 シテ民家ニ立入り種々ノ物品ヲ強要シ商店ニ  
 テ器物又ハ記章ヲ買ヒ僅カノ米貨又ハ使用残  
 リノ軍票ヲ交換ヒタル事例多シ  
 (ハ) 言語通ゼザルニ依ルモノ

米兵ハ拳銃ヲ突キ付ケル癖アリテ結果道路ヲ  
訊ヌル爲ノ行動ナルコト後ニ至リ判明セル如  
キ事例アリ

(四) 食料品飲料品掠奪セルモノ又多シ

通行中ノリヤカ！ヨリ種々ノ食料品ヲ奪取シ

商店ニ至リテ酒類ヲ強要スル等又空屋等ニ立  
入リ銃物色スル事例乏シキコト

拳銃ヲ發砲シテ邦人ニ危害ヲ加ヘタル事例ハ

上記ノ(1)以外ニ現在迄認めズ拳銃ハ主ト

ニテ邦人威嚇乃至輕視ノ心理ヨリ濫用サレル

ニ非ヤト認めザル

二 對處策

嚴重ナル抗議ヲ爲シ先方ノ自主的是正ヲ喚起ス  
ルコト。事件發生ノ都度一刻ヲ争ヒ嚴重抗議ヲ  
爲スコトハ最も必要ナリ

(4) 中々ニ在リテハ外務省內終戰連絡事務局ヲ通  
ジテ聯合軍司令部ニ抗議シツソアリ

(4) 現地ニ在リテハ事故發生ノ際速カニ先方現地  
指揮官ニ對シ嚴重執拗ニ抗議ヲ爲シ是正ヲ求  
ムルヲ要ス

(4) 米軍ニ在リテハ軍律上強姦ハ死刑ニ該當シ記  
念品魚リハ持テト看做シ取締中ナルモノ如

(70)

シ

(二) 抗議ヲシテ最モ有効ナラシムルニハ現實ニ犯  
 者ヲ確認スルヲ要ス 即チ犯行ノ事實内容時  
 日場所被疑者ノ氏名年令其ノ他犯行者ノ姓名  
 容貌身分階級其ノ他ノ特徴其ノ他犯行者確認  
 ノ為ノ諸種ノ捜査資料等ヲ速カニ確認蒐集ス  
 ルコトが必要ナリ

2 婦女子強姦予防トシテハ

(1) 駐地並ニ附近ノ住民特ニ婦女子ニ對シテハ  
 示兵ヲシテ不法行爲ヲ誘発スルガ如キ行動ヲ  
 絕對防止シ又當方ニ間隙ヲ見セザル態度工夫



(72)

シタル時ハ大聲ヲ発シテ救ヲ求メ之ニ應ジテ  
 近隣ノ者集リテ制止スル様共同防衛ノ習慣ヲ  
 ツケ置ク様指導スルコト  
 爲シ得レバ婦女子ノ精神教育ニ付適當ナル方  
 法ヲ採ルコト 例ヘバ貞操ヲ守ル爲ニハ死ヲ  
 決シテ抵抗シ止ムヲ得ザレバ相手ニ危害ヲ加  
 ヘルモ正当防衛トシテ許サルベキコトヲ納得  
 セシムルコト 犯行アリタル場合ハ速カニ届  
 出スルコト 尚証拠トナルベキ事物ヲ十分確  
 保スル様指導シ置クコト  
 (四) 運駐地附近ニハ警察官及警備補助員ヲ増置シ

テ二人乃至数人ノ巡視班ヲ編成シ米兵検索時  
其他危険ナル時期ニ於テハ部落内ヲ常ニ巡回  
シ米兵不法行爲敢行ノ余地ヲ与ヘザルコト

米兵ハ現在迄ノ処男子ノ居ル場合ハ犯  
行ヲ避ケ居ル如ク見受ケラル

(ハ) 米兵慰安所ヲ急設スルコト

進駐決定セル時ハ附近適當ナル場所ニ慰安所  
ヲ急設スルコト 慰安所ハ表面聯合隊司令部  
トシテハ公認セザル所ナル如キモ自衛方法ト  
シテ斯種施設ハ絶対必要ナリ 但シ先方内部  
無統制ヨリシテ場合ニ依リ進駐決定急ニ通



告アルヲ以テ事態ニ對應シ得ル爲メニハ移動  
式慰安所ヲ成ルベク多ク工夫用意スルコト肝  
要ナリ

(二) 目下中央ニ於テ交渉中ナルモ米兵上陸ニ際シ  
メハ其ノ他ノ場合ニ民衆ノ検索ヲ実施スル場  
合ハ我方警察官立合ノ上篇サシムル様考慮中  
ナルモ現地ニ於テハ中央ノ正式指令ヲ待タズ  
部隊上陸直後速カニ警察側責任者ハ涉外機関  
ヲ通ジテ又ハ必要ナル場合ハ直接先方指揮者  
ト会见シテ此處打合実施サト反

3. 警察官一斷スル不法行爲防止 策

(78)

- (1) 進駐部隊ニ對シテ警察官ノ服制並ニ任務武装等ヲ速カニ理解セシムルコト 此ノ爲メ進駐直後速カニ警察側代表者ハ涉外機関ヲ通ジ又ハ必要ナル場合、直接先方指揮官ト懇談理解ヲ求メ且部下ニ徹底セシムル方策ヲ強力ニ要請スルコト
- (2) 右ニ関シ中央ニ於テハ聯合軍總司令部ト打合ノ上警察官ニ一定ノ標識ヲ付スル等判別ノ方途ヲ構ジツツアリ
- (3) 進駐地警備警察官用トシテ成ルベク通訳ヲ準備シテ言語不通ニ依ル事故ヲ避クルコト

警察官ニ對スル各種不法行為アリタル場合ハ  
重大ナル抗議資料ナルヲ以テ犯行者捜査ニ必  
要ナル証拠ヲ出来ル限り確保スル如ク心掛ク  
ルコト

4 其ノ他

好奇心一時ノ出来心ニ依ル各種ノ不法行為悪戯  
的行爲ニ對シテハ米軍ノ自衛的措置ニ俟ツノ外  
今ノ処有劾ナル方策ナキヲ以テ努メテ邦人ヲシ  
テ我ヨリ進ンデ米兵ニ接觸セシメザル様指導シ  
又貴重品等米兵ノ眼ニ觸レザル様注意ノ要アリ  
又官廳公共用自動車ニハ進駐部隊ト協定シ一定

(7)

様式ノ標識 (英語) ヲ付スルコトモ有効ナラズヤ  
ト思料ス

以上

岩井 亨